

II 農業振興事業について



●新規事業

農業体験ファーム（体験農園）事業

【予算額】 1,000千円

●主な予算の増減

(1) 都市農業経営パワーアップ事業

【予算額】 28,750千円

東京むさし直売会による施設整備

(2) 産業まつり（農業祭部門運営委員会）補助事業

【予算額】 1,000千円⇒1,500千円

【変更内容】市制施行50周年記念事業

(3) 畑からまっしぐら事業

【予算額】 2,500千円⇒2,100千円

内訳：資材補助 1,500千円

移動式直売所 600千円（3基程度予定）

(4) 小学校給食地場産農産物利用促進事業

【予算額】 5,870千円⇒4,308千円

24年度からは、児童一人当たり年間300円を超える部分に対し、
地場産農産物購入金額の3分の1を学校へ補助



1 都市農業経営パワーアップ事業 (都・市) 28,750千円

財源内訳 (都: 20,000千円、市: 8,750千円)

魅力ある都市農業育成対策事業の引き継ぎ事業です

(1) 目的

多様化する消費者のニーズに応えるとともに、大消費地という東京の経営環境を最大限に活かした意欲ある農業者を核とした都市農業の育成を目指します。農業者の優れた創意工夫を発揮した経営改善・転換に取り組むことを支援し、農業者のみならず市民にとっても魅力ある都市農業を実現することを目的とします。

(2) 補助対象主体

農協又は3戸以上の農家で構成する農業法人や営農集団(現在の経営状況と今後5年間の営農計画や経営方針、施設整備の必要性等を「農業経営計画書」として提出できるもの。)。担い手(認定農業者等)を中心とした農業者を対象とします。

(3) 補助対象事業

メニュー事業。地域農畜産物の品質向上や高付加価値化、減農薬栽培や観光農園、食の安全、安心に取り組むための施設、新技術の導入による先進施設等から選択します。前年度にヒヤリング、推進協議会で事前評価、採択要件審査があります。

(4) 事業単位

1事業単位 500万円(上限事業費 5,000万円)

(5) 補助金額

補助対象事業の3/4以内(都2/4・市1/4)

※平成24年度は、共同直売所へ出荷する農家がパイプハウスを設置し、周年を通じた地場産農産物の流通体制を整備する。

事業実施主体 東京むさし小平経済センター直売会

2 地産地消推進事業 1,450千円

事業主体: JA東京むさし小平支店

6% → 20% まで ↑

(1) 事業目的

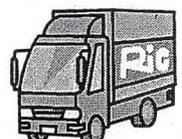
学校給食への地場産農産物の配送体制を整備することによって、学校給食の地場産農産物の利用の増大をすすめ、さらには、市内飲食店を含めた市全体の地場産農産物の需要の拡大による地産地消を推進します。

(2) 事業概要

地場産農産物を配送するための車両及び配送要員等、地場産農産物の物流システムを構築することで、学校給食食材の地場産農産物の円滑な供給と配送を行います。

(3) 補助対象経費

- ① 車両リース料及び燃料等維持管理経費
- ② 学校給食食材の配送に係る人件費
- ③ 地産地消推進に向けたPR等経費



【農家の皆さまへ】

学校給食で地場産農産物の利用増大を図ることは、食育の推進だけでなく、給食献立に沿った計画的な需要の増大と、一定の価格（直売価格）によって、農家にとっては安定した販路と収入が見込まれます。

市では、学校給食で地場産農産物の利用の増大を図ることによって、地産地消推進を推進と農業所得の向上が図れるものと考えております。

「小学校給食地場産農産物利用促進事業」による需要の喚起とともに、本事業によって地場産農産物の市内物流システムを構築します。

農家の皆さまにあつては、学校給食を販路の一つとした農業経営について考えてみてはいかがでしょうか。

3 小学校給食地場産農産物利用促進事業 4,308千円

事業主体：小平市立小学校

(1) 事業の目的

農家にとって小学校給食へ地場産農産物を供給することは、安定した販路の確保及び市場価格より有利な価格で販売できることから、小学校給食側の需要を喚起します。

(2) 事業の概要

小学校給食において、地場産農産物の納入を促進するため、市内農家の販路拡大を目的に、給食食材に地場産の農産物の利用に応じて補助金を交付します。

(3) 予算概要

児童1人当たり年間300円を超えた地場産農産物の購入費用の3分の1を給食会計へ補助

(3) 今後の学校給食地場産農産物利用促進のすすめ方

①平成23年度から小平市地産地消事業を実施し地場産農産物の物流システムを構築します。

各学校に直接納入できる農家は納入をしていただくほか、学校から小平市野菜組合に注文を受けた農産物は、JAが各学校に配送を行います。

②学校給食に向けた作付けや販売体制によって農業経営が安定し収入増が図られます。

学校給食は、事前に計画された献立により継続的な利用が見込まれます。また、地場産農産物を給食で使用することにより、子どもたちに食や農業の大切さを実感してもらい、未来の都市農業の応援団になってくれます。価格も直売価格の水準で決められますので、計画的な作付けと納入によって農業収入の増大が見込まれます。



4 地域農業担い手支援事業

2,550千円

補助率1/2以内

事業主体：認定農業者

現在 66 経営体

(1) 事業目的

認定農業者が農業経営改善計画の目標を達成するために必要な農業用施設・機械等を補助し、市内の中核農家として強い経営体の育成を行います。

(2) 事業の概要

農業経営改善計画の目標達成に必要な施設・機械等の整備補助。

(3) 予算概要

① 1 経営体 15 万円を限度（事業費の 1/2 以内） 1 年に 15 経営体を予定。

他に、経営改善のための講演会や、情報提供などを行う予定。

15 万円 × 15 経営体 = 225 万円

② プレート、のぼり旗等 PR 用品の作成

③ 農業講演会、簿記講習会等の研修会の実施



5 畑からまっしぐら事業

2,100千円

補助率1/3以内

(うち平成24年度 移動式直売所に600千円)

補助率1/2以内

事業主体：JA東京むさし小平支店

PRへ貢献

(1) 事業目的

「畑からまっしぐら」のキャッチコピーで、小平産農産物をPRすることにより、地産地消の推進を図ります。

平成23年度は、移動式直売の設置補助を行い、収穫季節や畑の場所に適応できる直売体制を整備します。



(2) 事業の概要

① 直売推進：個人直売所、看板、マップ、販売用資材（のぼり・袋等）必ず「畑からまっしぐら」のマークを使う

② ブランド化推進：梨・ブルーベリー・うど等特産農産物の出荷・流通用資材

③ 移動式直売所：平成21年度設置した直売所を参考に、

小型のものなどモデルの追加の検討を行っております。

(3) 予算概要

補助率1/3以内

(移動式直売所は1/2以内)



60万 移動式

6 環境保全型農業推進事業 4,647千円 補助率1/3以内
※ミックス堆肥1/2、環境保全型資材は1/2以内 ※平成23年度から

事業主体：JA東京むさし小平支店

ミックス堆肥は1/2

(1) 事業目的

有機質を含んだ堆肥、肥料等に補助を行い、農薬をできるだけ減らした安全で安心な農産物の生産を支援します。

(2) 事業の概要

①有機質を50パーセント以上含む有機堆肥、肥料及び油粕などの有機質単肥。

②生分解マルチなど環境保全型資材

③小学校給食から排出された食物資源を原材料とした千成産業(株)の「ミックス堆肥」補助

(3) 予算概要

補助率：有機肥料：補助率1/3以内

環境保全型資材：補助率1/2以内

ミックス堆肥：1/2



■「ミックス堆肥」について補助率を2分の1確保します。

<参考>

東京都特別栽培農産物認証制度

この制度は、都内で生産された特別栽培農産物（農産物を栽培する間、節減対象農薬と化学肥料を通常の5割以上削減して生産した農産物のこと）を東京都が認証するもので、認証された特別栽培農産物等は、東京都がその栽培管理状況等を確認したうえで、「認証マーク」がつけられ、消費者の食卓に届くシステムです。

① 認証の対象となる農産物

認証の対象となる農産物は、「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」に基づき、農薬と化学肥料の使用量について都の定めた基準以下で栽培管理されることが前提です。節減対象農薬・化学肥料栽培等の4栽培形態を対象とした特別栽培農産物を栽培する指針となる（東京都特別栽培農産物認証要領別表1）では35種類の農産物が対象となっています。

節減対象農薬・化学肥料栽培では農薬の使用回数、肥料の使用量（窒素対象）について、それぞれ通常使用の50%以上減らすことが必要です。



●小平市の実績

年	申請者	栽培形態	作物種類	栽培面積
平成19	1団体 (6名)	無農薬無化学肥料栽培	3種類	1,000㎡
		減農薬減化学肥料栽培	7種類	3,100㎡
平成20	1団体 (6名) 1名	節減対象農薬不使用、化学肥料不使用	3種類	1,000㎡
		節減対象農薬5割減、化学肥料5割減	8種類	4,100㎡
平成21	1団体 (5名) 1名	節減対象農薬不使用、化学肥料不使用	1種類	100㎡
		節減対象農薬不使用、化学肥料5割減	1種類	400㎡
		節減対象農薬5割減、化学肥料5割減	7種類	4,650㎡

認証対象とする農産物・栽培形態

	農産物名	栽培形態
生 鮮 野 菜 等	アシタバ	節減対象農薬：栽培期間中不使用 化学肥料：栽培期間中不使用
	サツマイモ、サトイモ、ジャガイモ、スイートコーン、オクラ、ホウレンソウ、コカブ、カリフラワー、キャベツ、コマツナ、ダイコン、ハダイコン、ハクサイ、ブロッコリー、ミズナ、ウド、カボチャ、キュウリ、シュンギク、非結球レタス、レタス、ニンジン、トマト、ミニトマト、ナス、シシトウ、ピーマン、エダマメ、サヤインゲン、タマネギ、ネギ、ラッキョウ、茶	節減対象農薬：栽培期間中不使用 化学肥料：栽培期間中不使用 節減対象農薬：栽培期間中不使用 化学肥料：当地比5割減 節減対象農薬：当地比5割減 化学肥料：栽培期間中不使用 節減対象農薬：当地比5割減 化学肥料：当地比5割減

7 産業まつり（農業部門）補助 1,500千円（市制50周年事業）

事業主体：産業まつり農業部会運営委員会

(1) 事業目的

産業まつりを開催し、農産物品評会をはじめ、市内農業を広くPRすることによって、市民の支持と理解を得た都市農業の振興を図ります。

(2) 事業の概要

産業まつり運営経費の補助

(3) 予算概要

補助対象：会場設営費、広告宣伝費、事務費

平成24年度は、市制50周年事業を、産業まつり実行委員会として実施。

100万円

事業主体：農業団体

(1) 事業目的

市内の農業団体が行う農業が地域と共生していくためのイベント、PR 事業に補助をおこない、市民とふれあいを目指す豊かで快適な暮らしを支える地産地消型農業経営の実現を図ります。

(2) 事業の概要

これまでの業種別団体補助を事業補助に切り替え、市民交流、地産地消を営農集団が推進する事業に対し補助。

(3) 予算概要

補助率：2 / 3 以内

【参考】平成 22 年度事業内容

事業実施主体	内 容
小平市果樹組合	果物まつり
小平ブルーベリーの会	ブルーベリーまつり
	ブルーベリー販売資材等
小平市都市農政推進協議会	こたいら農業ふれあいツアー
小平市園芸組合	二中・四中植栽事業
	産業まつり ウェルカムツアー
JA 東京むさし小平ピクルスの会	歳末大市「煮団子等の販売」

事業実施主体	内 容
東京むさし農業協同組合 小平地区青壮年部	野菜即売会 産業まつり チャリティー野菜詰め放題
小平市産業まつり 農業部会運営委員会	産業まつり花マット
東京むさし小平 経済センター直売会	即売会（夏・歳末） 懸垂幕
小平市野菜組合	うど料理講習会及びうど即売会
小平市観光農業協会	消費者交流会 宣伝資材等

9 学童農園事業 4,750千円

事業主体：事業実施農家

19枚 25万円

(1) 事業の目的

市内農地を学童農園として指定し、農業体験学習をを通じて児童の自然や環境への理解を進めるとともに、都市における農地の多面的な機能を通して都市農業への理解を深めます。

(2) 事業の概要

市内小学校から徒歩で10分程度以内の距離で面積約500㎡の農地を学童農園とし、農家・市・JAで覚書を交わす。農家が肥培管理し、学校は農業体験を授業等に組み込んで子どもたちが、畑に向向き、農家の指導により農業体験を実施。

(3) 予算概要

収穫物購入費、指導謝礼を利用料として1農園あたり25万円

(4) 学校から近い農家で500㎡を確保し、農家が小学校の子どもたちに指導に当たっていただきます。

体験券発行

10 市民による農家支援事業 200千円

事業主体：援農ボランティア：JA東京むさし小平支店
市民活動団体（グループ）

(1) 事業の目的

都市農業・農地は、新鮮で安全な農産物を提供するほか、毎日の生活の中に潤いと安らぎを与え、多くの市民が期待を寄せております。

一方、農業従事者の高齢化や担い手不足が大きな課題となっており、市民が農業の担い手の一人として都市農業を支えるしくみづくりを進めます。

(2) 事業の概要

JA東京むさしが実施主体となって、援農ボランティアの養成及び農家とのマッチング等を行います。ボランティアの養成に当たっては、東京都農林水産振興財団が座学を実施し、JA（市）が実技を実施します。農家での実習は、ボランティアが2～4名のグループになって、3ヶ月程の間で1回を2時間単位で合計10回行います



■援農ボランティア実績

コース	野菜コース	花きコース	果樹コース	合計
	10～20年度	10年度	13年度	
受入農家数(戸)	21	3	2	26
申込者数(人)	200	29	5	230
受入者数(人)	158	15	5	174
修了者数(人)	145	13	4	162

(2) 予算概要

補助率10分の10

ボランティア受け入れ農家を募集します

養成事業実施にむけて、今年もボランティアを受け入れて下さる農家を募集します。

「忙しい時に人手は欲しいが、実習まではできないなあ」「ボランティアだとくあて)にはできないし」といったお話も伺います。

しかし、11年間の養成事業により、農業に関心を持ち、真剣に農作業に取り組むボランティアさんの活躍する姿も多く見られるようになりました。

地域住民の農業に対する理解の促進のためにも、ぜひ、ボランティアの受け入れについてよろしく願いいたします。



11 農業体験ファーム(体験農園)事業 1,000千円 (新規)

事業主体：体験農園を設置する農家

(1) 事業の概要

市民が作付けから収穫までを農家の指導のもとで体験し、収穫物を購入するというのが農業体験農園です。

区画貸しの農園と違うのは、農家の農業経営の一環であるということと(安定した収入も得られる)、この方法だと、生産緑地法の主たる従事者として証明が可能(買取申し出ができる)なこと、相続税納税猶予農地での経営が可能といわれていることです。市民からは、農業技術の指導が受けられ、しかもプロが作ったのと同じような作物を収穫できることで好評です。

なお、運営の原則は、対象農地について、あくまでも経営主である農家が肥培管理を行い、その指導のもと、市民が農業を体験するというににあります。つまり農家自らが開設する自営型の農園に、入園者がその農作業の一部を行うために入園するということです。

(2) 現在市内で開園している体験農園

農園名	募集区画	H19	H20	H21
畑のおじさん (天神町2丁目)	30区画 (約30㎡)	30	60 (26)	75
みのり村 (上水本町1丁目)	30区画 (約10㎡) 他に共同区画あり	30	50 (23)	60 (58)
華農園 (小川西町5丁目)	30区画 (約30㎡)	—	20 (18)	35 (32)
合計		60	130	170

※農家にとってのメリット

納税猶予の適用が受けられ、一定の収入が見込めます。(1000㎡で30区画、1区画年間40,000円として1000㎡で120万円)。また、播種から除草等の管理及び収穫まで来園者が行うため、農作業の軽減が図られます。また、安定した顧客を抱えることが出来ることで都市農業の理解が求められます。

生産緑地を対象とした場合、農業体験農園は相続税等納税猶予制度が適用される可能性があり、入園料や管理料、収穫された野菜の売上などにより、安定した農業収入が得られるといった利点があります。

※農家の方が、一般の方に直接農地を貸し出すことはできません。！！(農地法による制限)

特例として、貸し出しができる場合は以下の場合です。ただし、自ら耕作を行わないため、相続税納税猶予制度の適用は受けられません。

- ①特定農地貸付法により、地方公共団体または農業協同組合(組合員の所有する農地に限る)が行う農地の貸付で、10アール未満で5年以内、借りる人は相当数の者を対象に営利目的で農作物の生産を行わないことなど、一定の条件のもと、農業委員会の承認を得なければなりません。
- ②市民農園整備促進法により、市民農園開設者(農家)が整備運営計画を作成し、農業委員会の決定を受け、都知事の同意を得、さらに市の認定を受けなければなりません。なお、認定にあたっては、農地の場所や面積が適切であり、周辺の道路や下水道など公共施設の有する機能に支障なく、利用者の募集や選考の方法が公平かつ適正であり、農機具収納施設や休憩施設、トイレなどが整備されていることなどが条件となります。

11 花小金井駅南口花壇整備及(委託事業)



平成22年度に花小金井駅南口ロータリー花壇前面にブルーベリーを植栽し、小平市を訪れる方や駅を利用する人にブルーベリーの四季の彩りを楽しんでいただいております。

【花壇維持管理】小平市果樹組合(ブルーベリー部会)

